# 自己責任論を問い直す

一運の平等主義の視点から一

吉 田 竜 平

北星論集(社) 第 59 号 March 2022

# 自己責任論を問い直す ----運の平等主義の視点から----

# 吉田竜平

#### 目次

- 1. はじめに
- 2. 先行研究 —社会福祉研究で自 己責任論はどう語られてきた か—
- 3. 運の平等主義の主要な立場
- (1) ドゥウォーキンの資源の平 等
- (2) アーネソンの厚生機会の平 等
- (3) コーエンの優位性へのアクセスの平等
- 4. アンダーソンの運の平等主義 批判
- (1) 屈辱性批判
- (2) 過酷性批判
- 5. 考察 ―自己責任論を問いなお すために―
- 6. おわりに

#### [要旨]

本稿は社会福祉研究と政治、道徳哲学研究領域から自己責任論の問い なおしを試みたものである。結果として、社会福祉研究領域では生存権 から、政治、道徳哲学領域では屈辱性や過酷性といった概念から自己責 任論の批判的考察がなされていることが明らかとなった。また、社会福 祉研究領域からは自己責任論を問いなおす為の課題として①自己責任と そうでないとされる境界の設定、②自己責任でなく不運な状況にある 人々がスティグマを感じず福祉サービスを利用する為の方法の模索、③ 責任概念自体の捉えなおしと公的責任の拡大、④他者の共感の広がりと 全ての「個」が他者から承認される社会についての議論の深化が既に示 されていたが、政治、道徳哲学領域より、これらの課題の取り組みには、 運の概念の再構築,責任概念を懲罰的なものから肯定的かつ後押し的な ものに刷新していくことが足掛かりになること示唆された。また「新た な公的責任|「社会的繋がりの保持|「ケイパビリティの保障|「人権保障| 「屈辱性」「過酷性」「他者との平等な関係においての対峙」といった概 念をどのように用いて肯定的な責任概念を組み上げていくのかは今後に 残された課題である。

### 1. はじめに

「責任」という言葉は、かつて自身の同胞を助けるというような、他者を助ける個人の義務のことを想起させるものであったが、1980年代から1990年代初頭の「福祉国家の危機」以降から現在までのおおよそ40年の間に自分自身の面倒を見る責任と、そのことを怠った場合はその結果を引き受けるという、いわゆる「自己責任」の意味へと大きな変容を遂げることとなった。

モンクはこの責任の意味の変容を「『義務 としての責任 responsibility-as duty』 〔他者へ の責任〕というとらえ方が優勢だった世界から、『結果責任としての責任 responsibility-as-accountability』〔自己責任〕という新たなとらえ方が舞台を支配する世界に移った」(Monk =2019:29-30)と表現した。モンクのいう義務としての責任から結果責任への責任の意味の変容については、1980年代のロナルド・レーガンとマーガレット・サッチャーの公式演説<sup>(1)</sup>の中の一節からも見て取れる。そして、モンクが述べている責任の意味の変容は、わが国においても無縁なことではない。

吉崎は、わが国で自己責任論が本格的に強調されるようになったのは1990年代からであ

り,特に2004年の「イラク人質事件」<sup>(2)</sup> 以降, 失業や不安定雇用,貧困は個人の問題とされ, そのような状態に陥ったのは本人の努力や能 力が不足していることが原因であるとする所 謂「自己責任論」が全社会的に拡大していっ たと分析している(吉崎 2014:6-10)。

また、義務としての責任から結果責任への 転換には、政治哲学や道徳哲学などの学問領 域における概念論争も大きな影響を及ぼして きたことを見落としてはならない。1950年代 から60年代当時の多くの平等主義者は「財の 一定の分配状態を社会目標に掲げ、個々の市 民がどんな選択をしたかは問わない」(Monk =2019:8)という態度をとり、社会は正確 にはどのような分配状態を目指すべきかをめ ぐって議論をしてきたが、現代の多くの平 等主義者は「現在の重大な物質的不平等は 個々人の過去の選択によって正当化できる」 (Monk=2019:48)という態度をとるよう になった。

木部によれば、この責任概念の転換の背景 には、福祉国家を支持してきた従来の平等主 義に対して新自由主義やニューライトから寄 せられた社会経済的不平等への道徳的問題性 からの批判<sup>(3)</sup> が影響している(木部 2008: 62)。そして、ニューライトや新自由主義か らの批判に対して左派リベラリズムからの応 答が運の平等主義 (luck egalitarianism) で ある。運の平等主義は、個人の選択の結果と しての自己責任を仮に重視したとしても、平 等主義的な分配構想や福祉国家を正当化する ことが可能であるとする立場である。それに は様々なものが存在しているが、その基本的 特徴を端的に述べるならば、「自発的な選択 に由来する不平等の補償を認めないが、個人 の制御が及ばぬ生得的及び社会的条件から 派生する不平等には補償を要請する」(木部 2008:62)というものである。このことより、 自己責任論と運の平等主義は強く結びついて いることは明白であり, 主に政治哲学や道徳

哲学の研究領域で議論されている運の平等主義を考察しなおすことで、社会福祉研究領域における自己責任論に新たな示唆を与えることが可能となるのではないかというのが筆者の問題意識である。

本稿は文献研究である。本稿の目的は、第 1に、自己責任論が社会福祉研究領域でどう 語られてきたかを整理すること。第2に、運 の平等主義の主要な論客の間でなされている 概念論争を整理し,政治哲学や道徳哲学研究 領域での自己責任論の到達点を明らかにする こと。最後に、それぞれの研究領域から得ら れた知見から, 自己責任論を問い直すことに ある。ここで注意すべきは、阿部が言及して いる通り, 運の平等主義は「選択責任を問う ことができないような失業や病気のリスクに 対しては、その現実化による不平等を不公正 であると捉え,補償を要請する」といった「福 祉国家を規範的に下支えする理論を提供し| (阿部 2021:284) ている為, 自己責任論を 根底から棄却することは困難であるという点 である。

そうとはいえ,この作業に取り組むことは,社会福祉領域と政治哲学,道徳哲学の領域で得られている自己責任論研究の知見を共有し,自己責任論を広く捉え直すこと,更には社会保障制度や公的扶助制度が存立している規範理論をより強固にするための示唆を与えることに繋がる可能性がある点で意義があると筆者は捉えている。

具体的方法として、まず、社会福祉研究領域内で自己責任論に対してどのような批判的考察がなされているかを先行研究から整理し、自己責任論はわが国の社会福祉研究領域において、どう語られてきたのか、そして自己責任に対抗できる可能性がある概念にはどのようなものがあるかについて明らかにする。次に、政治哲学や道徳哲学研究領域において自己責任論と深く結びついている運の平等主義の主要な論客が提起した構想を確認

し、運の平等主義を巡る議論はどのようになされてきたか、そして運の平等主義に対してどのような批判がなされているかを確認する。そして、第1と第2の作業から得られた知見を照らし合わせ、自己責任論の問いなおしを試みる。という手順を踏むこととする。

# 2. 先行研究 — 社会福祉研究で自己 責任論はどう語られてきたか —

社会福祉研究領域において,自己責任概念を取り扱っているものは,真田(1999),児島(2000),岡田(2001),浅井(2002),秋元(2007),種村(2009)中村(2010),石川(2016),岩崎(2020)などがある。これらの先行研究の中から本稿に深く関わる論考として,中村(2010),石川(2016),岩崎(2020)を取り上げ,その要旨を確認する作業から始めたい。

まず中村は、生活が困難な状況の人々の申請や相談などの要求に対し、責任主体である国が日本国憲法第25条の生存権保障を根拠にその要求に応えること。そして、それらの要求に応えなければ国が果たすべきことをしていないと責めを負うことを示す「古い公的責任」と民と官が協力して正義を実現していくことを意味する「公共性」を止揚した「新たな公的責任」概念を提起することで自己責任論の超克を試みている(中村 2010:5)。

中村は「新たな公的責任」の思想的根拠として,①根源的偶有性(世界観),②受苦への感性と倫理,③正義という規範,④道徳・倫理という規範,⑤人間に対する理解(人間観),⑥社会に対する理解(社会観)という6つの概念より,選択肢があったにも関わらず,その人は選ばなかったことに対する結果においても社会福祉の主体は責任を負っていることを指摘している(中村2010:11-3)。また,中村は「新たな公的責任」の主体を政府,市民,

自己とし、それぞれが有する責任を遂行することで、正義にかなった社会を創造していくことが求められるとする(中村 2010:13)。

中村によれば「新たな公的責任」の根底に は、倫理と正義があり、正義はすべての一人 に等しく積極的にこたえる意思であるが故. 社会から放逐されている人々の支援を可能と する福祉思想になり得ると結論づけている (中村 2010:15)。中村は今後の課題として、 自己責任を問うことのできる者にまで支援の 範囲を広げることで、フリーライダーの増加 や、人々にすべきことをするという意欲の低 下をもたらすことが考えられるが、それに対 する反論の用意、また、自己責任とそうでな いとされる境界をいかに設定するか、自己責 任でなく不運な状況にある人々がスティグマ を感じることなく福祉サービスを利用するに は如何にすればよいかという問題について探 求していく必要性をあげている。

次に石川は、自己責任論の根底には他者への羨望が見逃せないものとして存在していると述べている(石川 2016:8)。石川は、1990年代初頭において、自己責任は主に経済問題(投資の自己責任)の文脈から語られていたが、社会福祉基礎構造改革や労働者派遣法の改正を背景として、1990年代後半から2000年代にかけて「自己決定には自己責任が伴う」という選択と自己責任を対にした論調に変化していったことに言及している(石川2016:3-7)。

石川はそのなかでも、2004年の「イラク人質事件」を契機として「自己責任」というワードが一気に拡がり、更に2012年の芸能人の母親の生活保護受給に対して批判的な報道がなされたことによって、貧困=自己責任という論調が優勢となり、それ以降、自己責任論は貧困の周辺で語られるようになったと分析している(石川 2016:9-11)。

次に石川は,社会福祉学や社会学では自己 責任論を否定的に捉える傾向があり,先行研 究において検討がなされているが,他者への 羨望に対する反論としての効果は疑問である としている(石川 2016:14)。そして石川は, 他者への羨望に対抗しうる新たな価値を有し た論考として,瀧川(2003)中村(2010)吉 崎(2014)らをあげ,自己責任概念のみなら ず,責任概念の捉えなおしや,公的責任を拡 大すること,他者の共感の広がりに関する議 論を深めてゆかなければならないことを指摘 している(石川 2016:15-7)。

そして岩崎は、「個」が創出され、生活に対する自己責任を負うという、自助イデオロギーが自明のこととなったのは、近代市民社会以後のことであるとし、その背景には貨幣経済の進展と自由労働市場の創出に象徴される「第一の近代」化、そしてウルリッヒ・ベックによって提唱された古典的産業社会が終焉して新しいリスク社会に移行することを意味する「第二の近代」化(Beck=1998:313-16)が密接に関わっていると述べている(岩崎 2020:15-6)。

岩崎によれば、男性労働者は「第一の近代」 化によって近代以前の共同体から解放されて 「個」となり、自助イデオロギーの対象となったが、労働者たりえない子どもや、子どものケアにあたる女性は「個」とはみなされずに被扶養者として家族に包含されてきた。 (岩崎 2020:17)。しかし、ベックのいう「第二の近代」化によって職場や家族にも不安定化と流動化がもたらされ、全ての市民は常に「個」としての選択が迫られ、自己責任が問われる可能性が高まったとしている(岩崎2020:20)。

岩崎は、自助が可能であれば、市民は幸福を自由に追求することができると考えられてきた「第一の近代」と不安定な社会関係下で市民の幸福を追求する機会そのものが制限されている「第二の近代」を対比させ、「第二の近代」では、自助イデオロギーの妥当性が揺らいでいることについて指摘している。そ

して岩崎は、ファビエンヌ・ブルジェールを 引用しながら、「第二の近代」に必要な規範 は自助ではなく、社会的繋がりを持つことであり(Brugere = 2016:55-82)、それには国 家責任による援助だけでは不可能であると述べている(岩崎 2020:21)。更に岩崎は、ハンナ・アーレントが提起した「現れとしての公」 (4) に触れながら、複数性が評価され、すべての「個」が存在としての固有性を他者 から承認される社会を目指さなければならないとしている(岩崎 2020:20-1)。

岩崎は、「現れとしての公」を実現させることの困難性に言及しながらも、それに向かう為の社会福祉の役割として、アマルティア・センが提唱したケイパビリティ(capability)<sup>(5)</sup> の保障と人権保障の二つを行うことが必要条件であるとしている(岩崎2020:22)。

以上、社会福祉研究領域において本稿に関わりが深いと思われる先行研究を概観してきた。これらの先行研究から明らかになったことは、まず、わが国の社会福祉研究において、自己責任論は貧困の文脈から語られることが多く、自己責任論を斥ける根拠は日本国憲法第25条の生存権が拠り所とされることが多いこと。次に、自己責任を捉えなおすことがができる可能性がある概念として、主体である政府、市民、自己のそれぞれが有する責任を遂行することで、正義にかなった社会を創造していくことが求められるとする「新たな公的責任」「社会的繋がりの保持」「ケイパビリティの保障」「人権保障」があげられている。

そして、これらの概念をもとに、自己責任とそうでないとされる境界をいかに設定するか、自己責任でなく不運な状況にある人々がスティグマを感じることなく福祉サービスを利用するには如何にするか、また、責任概念自体を捉えなおして公的責任を拡大してゆくこと、他者の共感の広がりに関する議論を深めること、全ての「個」が他者から承認され

る社会についての議論を深めていくことが課題とされていることが明らかとなっている。 しかしこれらの概念を具体的にどのように使用し、理論化していくかという技術面での検討は充分にはなされていない。

# 3. 運の平等主義の主要な立場

次に、政治哲学や道徳哲学研究領域において自己責任論と深く結びついている運の平等主義の主要な論客が提起した構想を確認し、運の平等主義を巡る議論はどのようになされてきたか、そして運の平等主義に対してどのような批判がなされているかを確認する。

アレクサンダー・ブラウンが述べるように、ジョン・ロールズが『正義論』を上梓した1971年以降の平等論において重視されてきたのは、個人の選択がもたらす結果が(どの程度)自分によるものかを問う「個人の責任」である(Brown 2009;井上 2019b:84)。この個人の責任を巡る平等論は「運の平等主義」と総称され、1980年代にロナルド・ドゥウォーキンが提起した構想を端緒に、1990年代にジェラルド・コーエン、リチャード・アーネソンらによって発展してきている。本稿では、この3者を運の平等主義の主要な論客として位置づけ、それぞれの提起した構想を巡ってなされた論争について確認する。

#### (1) ドゥウォーキンの資源の平等

ドゥウォーキンは、資源という概念を用いて人々の生き方のみならず、能力や人々が置かれている状況も踏まえた資源の平等を提起している。ドゥウォーキンが意図している資源概念は「人格的および非人格的」(Dworkin=2002:14)と表されているように、土地や商品などの他者へ譲渡が可能なものだけでなく、個人の労働スキルやハンディキャップの水準などの他者へ譲渡が不可能なものも含まれる。ただし、ドゥウォーキンの資源概念を

理解する上で留意しなければならないのは、個々人の「人格」は資源には含まれておらず、人が自らの「信念や選好や人格を前提にして行う選択から生ずる結果に対して責任を負っている」(Dworkin=2002:14)とされる点である。この点がドゥウォーキンの資源の平等が運の平等主義としてカテゴライズされる所以であるといえよう <sup>(6)</sup>。

井上が述べているように、ドゥウォーキン の資源の平等主義の必要条件は「羨望テスト」 と「運」の2つである(井上2019a:70)。「羨 望テスト|(7)は資源分配における人々の羨 望を計測する仮想的試験のことを指す。他方 の運についてドゥウォーキンは、賭けや株式 への投資といった特定のリスクを予測でき, そのリスクを回避することも可能であったも のを「選択の運 (option luck)」とし、自然 災害や身体障害といった、リスクがどのよう に個人に降りかかるか予測できず、そのリス クを回避することが不可能であったものを 「自然の運 (brute luck)」として、運を2つ に区別した (Dworkin=2002:105)。 更にド ゥウォーキンは, 自然の運が招いた結果は補 償されるべきであるが、選択の運が招いた結 果は自己責任であり、補償する必要がないと いう態度を示した。このドゥウォーキンの運 の区別は後の運の平等主義に大きな影響を与 えたということができる。

## (2) アーネソンの厚生機会の平等

アーネソンは、ドゥウォーキンの自然の運と選択の運の2つの運の区別を意識しつつも高い能力をもつ人は、自分より低い能力しかもたない人と比較して相対的に不利な立場におかれてしまう為 $^{(8)}$ 、ドゥウォーキンが提起した資源の平等を「平等理念の魅力的な解釈とは言えないように思われる」(Arneson = 2018:42))と批判している。

更にアーネソンは個人の選好形成について, ある程度までは自己責任となる場合があ

るということを認めたとしても、それには遺伝のような「社会的生物学的な諸要因が影響しているのは確か」(Arneson=2018:43)であり、我々は自身の選好形成に関してはせいぜい部分的な責任があるとしかいえないとして、そもそも人が自分の選好に対して責任があるという言説の曖昧性を指摘している(Arneson=2018:43-4)。

アーネソンは上記の問題意識から自身の構 想における指標を厚生に設定し、①厚生は、 充分かつ適切な情報をもとに冷静な熟慮に基 づいて形成された選好充足を意味し、刹那的 欲求や虚偽情報に基づいた選好は厚生として カウントされない。②人それぞれのライフヒ ストリーをふまえて各人の選択機会の束であ る「意思決定ツリー (decision tree) | <sup>(9)</sup> を 想定し, 各人のツリーの選好充足期待値の総 和は等しくなる(全員が等価のツリーを有し ている)ことが求められる。③それぞれの選 択肢は各人にとって有効に選択できるもので なければならない (Arneson=2018:52-4. 井上 2019a:73)。という3点を必要条件とし た厚生機会の平等を提起した。アーネソンは, この3点の必要条件を満たしている状態であ れば、各人のどの選択が真に自発的であり、 人はどの結果に対して責任を負わなければな らないのかを明確にすることができるとした  $(Arneson = 2018 : 54-5)_{\circ}$ 

アーネソンの厚生機会の平等は、ドゥウォーキンの資源の平等よりも個人の選択責任を「厳正に」問うモデルと言え、選択の運から自然の運の要素を極力排除することを試みた構想であるということができる。

#### (3) コーエンの優位性へのアクセスの平等

コーエンの基本的な立場は、人々の選好に 関わる選択は自然の運に影響を受ける為、完 全には制御することはできない。よって人の 選好形成は個人の責任とはみなせないという ものであり、ドゥウォーキンの資源の平等と 対立する構想である(Cohen 1989, 2004; 広瀬 2014:37)。コーエンは,アーネソンの 厚生機会の平等を「一律に高価な嗜好を平等 論の対象外としてしまう資源平等論よりも分 節化された平等論」(Cohen 1989:916)と 評価し,自らの構想においてもアーネソンと ほぼ同じ立場をとったが,最終的にはアーネ ソンの厚生機会の平等を「厚生」を構想の指 標としていることに欠点があると批判してい る。

コーエンは、アーネソンが厚生機会の平等 において、厚生を指標としたことの欠点を、 チャールズ・ディケンズの小説『クリスマ ス・キャロル』の登場人物である、足が不自 由であるが陽気なタイニー・ティムを例にあ げ、アーネソンの厚生機会の平等では幸せに なるための機会がある(あった)という理由 からティムに車いすを供給しなくてよいとい う反直感的な結果を招くことになると指摘し ている。そしてコーエンは「足の不自由な人 は、車椅子が適切に供給されることを必要と するが、その必要性は彼らが幸せになる、も しくは幸せを享受しうるために必要とする, ということとは関係しない」(Cohen 1989: 918;井上2016:162) とし、自らの構想と して「優位性」とそれへの「アクセス」を指 標とした優位性へのアクセスの平等を提起し ている。

コーエンのいうアクセス概念は、単に選択肢が開かれているという意味での「機会 (opportunity)」のみならず、その機会を活 用するための「能力 (capacity)」を含むも のと定義されている (Cohen 1989:917)。

よって、コーエンの有利性へのアクセスの 平等は、上記のティムの例でいえば、足が不 自由ではあるけれども、「人生に満足してい る」(厚生)という理由から、ティムに「車 いす」(資源)を供給しないという結果を回 避することができる。コーエンは自らの構想 から正しい運の区分を「責任と過酷な不運と の間にあるのであって,選好と資源の間にあるのではない」(Cohen 1989:922)とした。 このコーエンの言明以降,運の平等主義の論 点は「運の中立化 (luck-neutralization)」に 移動していくこととなった。

以上,運の平等主義の主要な論客とされるドゥウォーキン,アーネソン,コーエンらが提起した構想を概観してきた。ドゥウォーキンは資源を,アーネソンは厚生を,コーエンは優位性とアクセスというようにそれぞれの構想の中で採用している指標は異なるが,①ある人物が自身の過失や選択以外の理由で他の人物より暮らし向きが悪いという状況を不正義とみなす,②その人物に責任がない自然の運に由来する不利益に対して補償を要請する,③その人物の選好や選択の結果生じた選択の運に由来する不利益は自己責任であり,補償を要請しない,という3点はドゥウォーキン,アーネソン,コーエンの共通見解となっている。

木部が示している通り,運の平等主義は,自己責任を強調する保守的言説に共鳴する側面をもちつつも,困窮者を「援助に値する貧者(deserving poor)」と「援助に値しない貧者(undeserving poor)」とに分ける通常の保守派の区別と比べて,はるかに洗練された概念的区別に依拠している(木部 2008:91-111)と言えるが,他方で,運の平等主義はこれまでに多くの批判にさらされてきている。次に,運の平等主義に対して最も深刻で強力な批判とされている,エリザベス・アンダーソンの運の平等主義批判について確認する。

## 3. アンダーソンの運の平等主義批判

アンダーソンは、自然の運と選択の運の理 論的構造から不利益を被る人々を「犠牲者」 とし、具体的な事例を示しながら、運の平等 主義批判を展開している。まずはアンダーソ ンが展開した運の平等主義批判を確認したい。

# (1) 屈辱性批判

まず、屈辱性批判として知られている自然の運に対しての批判である。運の平等主義の立場からすれば、天賦の才能の欠如や生まれつき障害を負っている人々がいるとすれば、それは自然の運の結果であり、それらの人々への補償を間違いなく要請することになるが、アンダーソンは、運の平等主義の自然の運の特定方法には大きな問題があるとする。その問題とは第1に、最下層の全ての人々に対して配慮を示せていない。第2に、援助が向けられる人々に対してあまりにも侮辱的である。という2点である(Anderson=2018:95-6)。以下にアンダーソンがそのことを端的に示すために用いている事例を部分的に引用する。

障害者の方へ:あなたの生まれつき欠陥がある資質ないし現在の障害は、悲しいかな、あなたの生を通常の人々のそれよりも生きる価値のないものにしています。この不運を補償するために、われわれ健常者はあなたに、少なくとも1人の個人があなたの生の価値を他の誰かの生に匹敵するすると考えるほど善くするのに十分な、追加の資源を差しあげましょう(Anderson=2018:100)。

アンダーソンは、「国家から援助を得るために自ら自らの劣等性を証拠として示すことを市民に要請することは、彼らを物乞いの地位に貶める」(Anderson=2018:101)として運の平等主義は、障害者や才能に恵まれなかった人々を憐れみ、侮辱し、屈辱感を与える政策を斥ける根拠を持ち合わせていないことを痛烈に批判している。

#### (2) 過酷性批判

次に、過酷性批判として知られている選択 の運に対しての批判である。アンダーソンは、 選択の運の特定方法の問題点を、無保険の運 転手が交通ルールに反する無謀な運転をした ことより他の車両と衝突事故を起こしたとい う事例を用いて説明している。

目撃者は警察に通報し、だれに落ち度があるのかを報告したとしよう。警察はこの情報を救急隊に伝達したとする。救急隊員が現場に到着し、その落ち度のある運転手が無保険であるとわかるや否や、彼を路傍に放置して見殺しにした(Anderson=2018:82)。

アンダーソンに言わせれば、運の平等主義の立場では、この事例の運転手は無謀な運転をすることを自ら選択したのであるから、運転手にもたらされた結果は自己責任であり、仮に運転手が瀕死の重症を負ったとしても、手当もされずに路傍に放置されることに何の問題も見出さないと判断する。アンダーソンはこの事例について、運の平等主義が示す立場は、合衆国の資源配分のルールと比較しても相当過酷であることに言及をしつつ(Anderson=2018:87)、運の平等主義はこのような道徳的に許容されるのが困難な判断を受容しており、明らかに反直感的であると指摘している。

以上、自然の運と選択の運の犠牲者の事例 より、アンダーソンの運の平等主義批判を確認してきた。アンダーソンの運の平等主義批 判の要点は、①自由の社会的条件を失うのは、自らの落ち度という、一見したところもっともな根拠に基づいて一定の市民を排除してしまう②市民が互いに権利を主張できるのは、一定の人々が自らの生や才能などの個人的資源が他者よりも劣っているという事実に基づいている。このことは「劣等である」と国家によって烙印を押された人々に対して屈辱的な憐れみの態度を示すことになる。③人々が自らの選択に対して責任を負う、ということを確固たるものとしようとするために、人々の責任を行使する能力に対し屈辱的で介入的

な判断をし、人々の自由を妨げる(Anderson = 2018:69)。という3点に要約できる。

最終的にアンダーソンは、運の平等主義は 平等主義の理論ならば、いずれの立場であっ ても満たさなければならない「全ての市民 に対して等しい尊重と配慮を示している」 (Anderson=2018:69) という条件を満た していないとして運の平等主義を斥けている。 アンダーソンの運の平等主義批判に関し て、運の平等主義からは過酷に思えるが「正 当化できる過酷さ」として受けとめている者 は殆どおらず、多くはアンダーソンの批判を 深刻なものとして受け止めている。

運の平等主義から、アンダーソンの批判に 対して応答を試みている代表的な論者にコ ーエン (Cohen 2004) とシュロミ・セガル (Segall 2010) がいる。彼らは運の平等主義 はあくまでも分配的正義を構成する一つの原 理であるとして、多元的なものから構成され ているという立場をとっている。コーエンは, アンダーソンの過酷性批判のケースにおける 運転手に対し、確かに無謀な運転の結果とい えども運転手の状態は深刻なものであるので 「友愛」概念から運転手の救助と補償が要請 されるとする。また、セガルは、人の最低水 準の厚生充足は、平等主義とは無関係に行わ れることであり、無謀な運転の結果、負傷し た運転手の救助や補償は「最低水準保障」の 観点からなされるとしている。つまり、運の 平等主義による補償が発動するのは一定のべ ーシックニーズが満たされた後であり、各人 の選択の結果として負った深刻な不利益は運 の平等主義の補償が発動する前段階でベーシ ックニーズが対処するというものである。

コーエンやセガルのアンダーソンへの応答に対し、阿部は「なぜ運の平等主義の原理よりも先にベーシックニーズの原理を満たさなければならないのか、それを一貫した理論に基づいて説明できていない」(阿部 2018: 293)と指摘しており、広瀬も、そもそも運

の平等主義の立場からではなく「友愛」や「最低水準保障」などを指標とした別の立場からの反論で、出所のはっきりしないものを捻り出しているのみであり「雲をつかむような議論」(広瀬 2014:43)と厳しく指摘している。阿部や広瀬の指摘からもコーエンとセガルのアンダーソンの運の平等主義批判への応答は不十分と言わざるを得ない。

これらのことより、政治哲学や道徳哲学研究領域からは、自己責任論を問いなおす概念としてアンダーソンの用いた「屈辱性」と「過酷性」が有用なものとしてあげることができるだろう。

# 4. 考察 - 自己責任論を問いなおす ために-

最後に、社会福祉研究領域からなされている自己責任論批判と政治、道徳哲学研究領域において運の平等主義の立場からなされている自己責任論批判の照らし合わせを試みたい。

社会福祉研究領域では,自己責任論批判の 根拠は日本国憲法の第25条の生存権とされる ことが主であるが,政治,道徳哲学研究領域 においては,屈辱性と過酷性を根拠として自 己責任論を批判することが可能となる。特に 過酷性においては社会福祉領域研究において 取り扱われることは多くなく,自己責任論の 問い直しには有用な概念であるといえるだろ う。

そして、社会福祉研究領域において自己責任論を問いなおすための課題として残されていた①自己責任とそうでないとされる境界の設定(中村 2010)、②自己責任でなく不運な状況にある人々がスティグマを感じることなく福祉サービスを利用する為の方法の模索(中村 2010)、③責任概念自体の捉えなおしと公的責任の拡大(石川 2016) ④他者の共感の広がりと全ての「個」が他者から承

認される社会についての議論の深化(岩崎2020)に取り組むにあたり、政治、道徳哲学研究領域から得られた示唆についての整理を試みたい。

①自己責任とそうでないとされる境界の設定(中村 2010)には、選択の運のなかにも自然の運が影響するリスクを考慮して自然の運と選択の運の概念を再構成することが有用である。これには、「自律的選択によって自らの生き方を形づくることを阻害するような運の影響からは、自律的行為者を保護する」(阿部 2019:177)という必要性より、人々の自律的選択を阻害するような不運を自然の運として補償し、人々が自律的選択によって自ら引き受ける運を選択の運として補償しないとした阿部の自律規定的平等主義が解決の糸口になる可能性がある。

②自己責任でなく不運な状況にある人々が スティグマを感じることなく福祉サービスを 利用する為の方法の模索には、③責任概念自 体の捉えなおしと公的責任の拡大への対応が 鍵となると思われる。モンクは責任概念を懲 罰的で前制度的なものから肯定的で制度的な ものに切り替える必要性に触れつつ、多く の福祉サービスの受給要件は暗黙のうちに. ときに露骨に「『これこれの仕方で行動しな さい、さもなくば……』という威嚇的な態度 をとっており…これが一連の深刻な問題の元 凶になっている | (Monk = 2019:202) こと を指摘している。このような懲罰的な責任像 ではなく, 具体的には「こんな風にあなた の目標達成を支援できますよ…| (Monk = 2019:205) と相手を咎めることなく課すこ とのできる肯定的な責任像を, 民主的熟議に よって探究してゆくことが重要となるだろ う。いささか唐突ではあるが、それには、リ チャード・テイラーとキャス・サンスティー ン (Thaler and Sunstein = 2009) が政策に おいて注目した nudge (10) からも重要な示唆 が得られるのではないかと思われる。

④他者の共感の広がりと全ての「個」が他者から承認される社会についての議論の深化には、アンダーソンが運の平等主義の対案として提起した「民主的平等」が示唆を与えてくれそうではある。

アンダーソンによれば民主的平等は,第1

に、 運の平等主義が目的とした自然の秩序に 由来する不正義ではなく、社会的に構築され た抑圧を廃絶すること、第2に、運の平等主 義のように平等を分配のパターンとして把握 するのではなく、平等を社会的な関係性とし て把握すること、第3に、民主的平等は等し い承認の要求と等しい分配の要求を統合する 必要性に対応している (Anderson=2018: 116) という3つが要点とされ、最終的には、 人が自由な生を営むための社会的条件を,「他 の人と平等な関係において対峙すること| (Anderson=2018:118) と結論づけた。岩 崎のいう「他者の共感の広がり」と「他者か らの承認 は、アンダーソンの「他者との平 等な関係においての対峙」と相関があるとも 見て取れそうであるが、アンダーソン自身は 自らの構想の中で「他者との平等な関係にお いての対峙」をどのように実現させていくの かは明らかにしていない。

よって本研究においては、④他者の共感の 広がりと全ての「個」が他者から承認される 社会についての議論の深化という課題につい て示唆を与えることは叶わなかった。よって、 この点は継続して研究に取り組んでいくべき 課題である。

## 5. おわりに

本稿では第1に、自己責任論が社会福祉研究領域でどう語られてきたかを整理すること。第2に、運の平等主義の主要な論客の間でなされている概念論争を整理し、政治哲学や道徳哲学研究領域での自己責任論の到達点を明らかにすること。第3に、それぞれの研

究領域から得られた知見を基にして、自己責 任論を問い直すことを試みてきた。

この試みを通じて自己責任論は、わが国における社会福祉研究領域では、主に貧困の文脈で語られ、その批判は日本国憲法第25条の生存権を根拠になされていること。政治哲学、道徳哲学領域では平等や分配の文脈から語られ、その批判には屈辱性と過酷性の両概念が有効なものとなっていることが明らかとなった。

特にアンダーソンの過酷性批判はドゥウォーキン,アーネソン,コーエンら,運の平等主義の論客たちが腐心してきた,自然の運に由来する不利益には補償を要請し,選択の運に由来する不利益には補償を要請しないという前提のもとで,各人に生じた不利益から如何にして自然の運の要素を緩和し,除去していくという企てでは応答ができないほど強力なものとなっている。

先にふれた通りであるが、自己責任論は現代福祉国家の基盤を下支えする理論となっており、完全に棄却することは困難である。よって、自己責任論の欠点や限界を明らかにすることで自己責任論を問いなおし、自己責任 概念を鍛錬して付き合っていくという視点が重要となるだろう。そのための課題として、社会福祉研究領域からは、自己責任でなく、でないとされる境界の設定、自己責任でないるなく福祉サービスを利用する為の方法の公となく福祉サービスを利用する為の方法の公となく福祉サービスを利用する為の方法の公となく福祉サービスを利用する為の方法の公的責任の拡大、他者の共感の広がりと全ての「個」が他者から承認される社会についての議論の深化、が示されていた。

政治哲学,道徳哲学研究領域からは,これら課題への応答に寄与できることとして,運 概念の再構築,懲罰的であり,ときにスティ グマを伴う現在の責任像を民主的熟議のもと で肯定的で各人の選択を後押しできる責任像 へと切り替えてゆくことが有用なものとして あげられるだろう。そしてこの課題に継続的 に取り組むことは、社会保障や公的扶助制度 受給に伴うスティグマを弱め、社会保障や公 的扶助制度の存立基盤を強固としてゆく為の 示唆を与えることに繋がると思われる。

本稿の限界は、社会福祉領域の研究からは「新たな公的責任」「社会的繋がりの保持」「ケイパビリティ」「人権保障」、政治・道徳哲学研究領域からは「屈辱性」「過酷性」「他者との平等な関係においての対峙」といった重要と思われる概念が導出されたが、これらの概念を、どのように組み上げて理論化、制度化してゆくかという技術面の検討について未着手であるという点である。この点についての検討は今後の課題としたい。

#### 〔注〕

- (1) レーガンの「私たちは、法が破られたとき、罪を問われるべきは法を破った者ではなく社会なのだ、という考えを捨てなければなりません、いまこそ、誰もが彼の行動の結果に責任を負う、という米国流の原則を蘇らせるときなのです」(Barker 1990:66; Monk=2019:2)、またサッチャーの「私が仕えているのは、自由で責任ある社会です」(Rodgers 2011:29; Monk=2019:33)という演説の中の一節は有名である。
- (2) 2002年からのイラク戦争に関連した事件であり、2004年以降にイラクの武装勢力がイラクに入国していた外国人を誘拐・拘束し、各国軍の撤退などを求めた一連の事件を指す。この事件において日本人も2004年から2005年までのおおよそ1年の間に7名が人質とされた。自衛隊派遣推進側や各種報道機関は、被害者に対して「自業自得」「自己責任」「公費弁済」などの見地より激しい非難を浴びせた(吉崎 2014:9)。
- (3) 従来の平等主義は、福祉国家を支持し、階級構造に由来する不平等を問題視して、その是正や打破を重視してきたが、一方で個人の能力や選好に起因する不平等は問題視してこなかった。ニューライトはその点を突き、個人の選択や選好に起因している不平等に対して公的に援助することの道徳的問題性を糾弾することで福祉国家批判を展開した(木部 2008:62)。
- <sup>(4)</sup>アーレントは「まさにこの一者として,交換不

- 可能なものとして、一義的なものとして私を認め、私に話しかけ、それを考慮してくれることで私のアイデンティを確認してくれる他の人々との出逢」(Arendt=1974:298)と定義している。岩崎はこの「現れとしての公」を「生のリアリティを感じられずに実存的欲求を持つ人にこそ必要な空間」(岩崎 2018:230)として、「第2の近代」に進みつつある今こそ、市民社会を集合的なアイデンティティではなく、唯一無二の複数性をもつ存在として相互承認する「現れとしての公」を実現できる空間にしなければならないと述べている。(岩崎 2018:231)
- (5) センはケイパビリティを「ある個人が選択可能な機能のすべての組み合わせ」(Sen=1999:40) と定義し、人が実質的に選択可能な人生の幅、実質的自由の度合いを現すとしている。わが国では一般的に「潜在能力」と訳されることが多い。
- (6) ただし, ドゥウォーキンは, 自らが運の平等 主義者であることを否定している (Dworkin 2002:106-107;阿部 2019:183)
- (7) ドゥウォーキンは、無限に資源がある島を想定し、島内の人々の間で資源分配が終了しても、誰かが自分自身の資源の東よりも他の人の資源の東を羨む場合は、その分配を平等ものとはみなさない立場をとる(Dworkin=2002:28)、ドゥウォーキンは、オークション方式で資源分配を続け、誰もが他者の資源を羨まなくなる状態を「羨望テスト」が満たされた状態とみなしている(Dworkin=2002:97-98)。
- (8) ドゥウォーキンはこのことを「才能ある者の奴隷制」と呼んでいる。もし各人が、自分の時間を自分自身で自由に使えるという意味での自由を想定した場合、優れた才能をもった者の時間は貴重であり、需要も高い為、自身の自由に対する嗜好は高価ということになる一方、才能に乏しい者の時間はそれほど貴重ではなく、需要も低い為、自身の自由に対する嗜好は安価となる。仮にこの2人が才能以外の面で同一条件にあるとすれば、優れた才能をもった者の方が自身の人生計画を達成することが困難であるという結果を招くというものである。
- (9) アーネソンによれば、各人のツリーの枝(選択肢群を示す)にはそれぞれの期待価値を表す値が設定されており、人の意思決定時には、その選択肢が有する選好の値を考慮することができるとしている。各人は最善の選択、次善

- の選択…れ番目と選択と選択を重ねていくこととなるが、個々のツリーに設定されている期待価値の総和は等しくなるとしている(Arneson = 2018:53)。
- (10) 元来は「軽く促す」という意味合いの言葉である。ここでは強制にも金銭的誘因にも頼らずに人の行動を一定方向に変える試みの総称を指す。

#### [参考文献]

- ・阿部崇史 (2018) 「運の平等主義・過酷性批判・ 仮想保険―選択と併存する不運にいかに対処 すべきか|『政治思想研究』18, 291-318,
- 阿部崇史(2019)「活動内在的運と活動外在的 運一自立基底的運の平等主義と選択的運/ 厳然たる運の区分」『法哲学年報』有斐閣, 173-84.
- ・阿部崇史(2021)「第16章 責任と平等―帰結引き受け責任と行為者性行使責任」新村聡・田上孝―編著『平等の哲学入門』社会評論社,283-97.
- ・秋元美世(2007)「第5章 社会福祉『基礎構造 改革』と公的責任―行政責任の問題をめぐっ て」『福祉政策と権利保障―社会福祉学と法 律学の接点』法律文化社,90-107.
- Anderson, Elizabeth (1999) What Is the Point of Equality?, *Ethics*109 (2), 287 321.
  - (=2018, 森 悠一郎訳「平等の要点とは何か (抄訳)」広瀬 巌編・監訳『平等主義基本 論文集』勁草書房,65-129.)
- ・Arendt, Hannah (1951) The Origins of Totalianism Totalianism, (=1974, 大久保和郎・大島かおり訳『全体主義の起源3―全体主義』みすず書房.)
- ・Arneson, Richard (1989) Equality and Equal Opportunity for Welfare, *Philosophical Stidies*, 56 (I), 77-93. (=2018, 米村幸太郎訳「第2章 平等と厚生機会の平等」広瀬 巌編・監訳『平等主義基本論文集』勁草書房, 39-64.)
- ・浅井春夫(2002)「福祉国家の再編―公的責任の再定義」『現代思想』青土社,30(7),119-32.
- Barker, Vanessa (1990) The Politics of Imprisonment: How the Democratic Process Shapes the Way America Punishes Offenders,
  Oxf-ord University Press.

- ・Beck, Ulrich (1986) Risikogesellschaft aufdem Weg in eine anderne Moderne, Suhrkamp. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会 新しい近代への道』法政大学出版局。)
- Brown, Alexander (2009) Personal Responsibility: Why it Matters, Continuum.
- ・Brugere, Fabienne (2013) La politique del'individu, Seuil. (=2016, 原山 哲・山下 りえ子・阿部又一郎訳『ケアの社会 個人を 支える政治』風間書房。)
- Cohen, G. A. (1989) On the Currency of Egalitarian Justice, *Ethics*, 109 (2).
- Cohen, G. A. (2004) "Expensive Taste Rides Again," Justine Burley ed, Dworkin and His Critics: With Replies by Dworkin,
  Black Well.
- ・Dworkin, Ronald (2000) Sovereign Virtue:

  The Theory and Practice of Equality, Sakai Agency. (=2002, 小林 公・大江 洋・高橋秀治・ほか訳『平等とは何か』木鐸社.)
- Dworkin, Ronald (2002) Sovereign Virtue Revisited, Ethics, 113, 106-43.
- ・広瀬 巌(2014)「平等論の展開―ロールズ以降の『運の平等主義』の基本問題」川崎 修編『岩波講座 政治哲学6 政治哲学と現代』 岩波書店、29-48.
- ・井上 彰 (2016)「第12章 運の平等と個人の 責任」後藤玲子編『福祉+α⑨ 正義』ミネ ルヴァ書房、157-67.
- ・井上 彰 (2019a) 「第4章 何を分配するか」 宇佐美誠・児玉 聡・井上 彰・ほか著『正 義論―ベーシックスからフロンティアまで』 法律文化社,66-83.
- ・井上 彰 (2019b)「第5章 どこまでが個人の 責任か」字佐美誠・児玉 聡・井上 彰・ほ か著『正義論―ベーシックスからフロンティ アまで』法律文化社,84-103.
- ・石川時子(2016)「2014年度研究助成報告 社会福祉における自己責任と反・自己責任論の諸相」『関東学院大学人文科学研究所報』40,3-20.
- ・岩崎晋也(2018)『福祉原理 社会はなぜ他者 を援助する仕組みを作ってきたのか』有斐閣.
- ・岩崎晋也(2020)「『第二の近代』における『制度としての社会福祉』の意義:生活に対する自己責任,社会責任,国家責任を考える」『ソーシャルワーク実践研究:ソーシャルワークの実践と理論の総合誌』11,15-23.

- ・木部尚志 (2008)「平等主義的正義への関係論 的アプローチー〈運の平等主義〉の批判的考 察を手がかりに一」『思想』1012, 61-80.
- ・児島亜紀子 (2000)「自己決定\自己責任:あるいは,未だ到来しない〈近代〉を編みなおすこと」『社会問題研究』50(1),17-36.
- ・Monk, Yasha (2017) The Age of Responsibility, Harvard University Pess. (=2019, 那 須耕介・亜村亜寿香訳『自己責任の時代―その先に構想する,支え合う福祉国家』みすず書房.)
- ・中村 剛(2010)「福祉思想としての新たな公 的責任―『自己責任論』を超克する福祉思想 の形成―|『社会福祉学』51(3),5-17.
- ・岡田忠克 (2001)「社会福祉と責任概念―公的 部門の責任再考」『地域福祉研究』29,51-9.
- Rodgers, Daniel T. (2011) *Age of Fracture*, Harvard University Press.
- ・真田 是 (1999)「社会保障・社会福祉の公的 責任について―社会保障・社会福祉の『構造 改革』に寄せて」『総合社会福祉研究』(15), 2-11.
- Segall, Shlomi (2010) *Health, Luck, and Justice,* Princeton University Press.
- ・Sen, Amartya (1992) Inequality Reexamined, Oxford University Press (=1999, 池本幸生 ほか訳『不平等の再検討-潜在能力と自由』 岩波書店。)
- ・滝川裕英(2003)『責任の意味と制度―負担か ら応答へ』勁草書房.
- ・種村 剛(2009)「社会福祉の『自己責任』」『中央大学文学部紀要』228,49-63
- Thaler, Richard H and Sunstein, Cass R(2009)

  Nudge: Improving Decisions about H-ealth,

  Wealth, and Happiness, Penguin Press.
  - (=2009, 遠藤真美訳『実践行動経済学ー健康, 富,幸福への聡明な選択』日経 BP 社.)
- ・吉崎祥司(2014)『自己責任論をのりこえる― 連帯と「社会的責任」の哲学』学習の友社.